

欧州委員会

Brussels, XXX [...] (2020) XXX草案

附属書1

附属書

に

欧州委員会委任規則(EU) .../..

経済活動が気候変動の緩和又は気候変動の適応に実質的に寄与すると認められる条件を決定し、かつ、経済活動が他の環境目的のいずれにも重大な損害をもたらさないか否かを決定するための技術的スクリーニング基準を設定することにより、欧州議会及び理事会の規則(EU)2020/852を補足する。

附属書I

経済活動が気候変動の緩和に実質的に寄与すると認められる条件を決定するため、及び経済活動が他の環境目的のいずれにも重大な損害をもたらさないかどうかを決定するための技術的スクリーニング基準

1. 農業・林業

1.1. 非多年生作物の栽培

活動内容

種子生産を目的としたものを含め、2年以上の生育期が続かない植物の成長。

活動は、規則(EC)No.1893/2006によって定められた経済活動の統計的分類に従って、NAC EコードA1.1に分類される。

技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

1. 炭素貯蔵力の高い非農地を土地利用目的変更から保護する

- (a) 非通年性作物は、炭素貯蔵の高い土地、すなわち、欧州議会および理事会¹の指令(EU)2018/2001の第29条(3)、(4)および(5)に言及されている基準日に以下のいずれかの地位を有し、もはやその地位を有していない土地では栽培されないこと。
 - (i) 湿地、すなわち、水で覆われているか、または恒久的に水によって飽和されている土地、または年間のかなりの部分を占める土地。
 - (ii) 連続的に森林化された地域、すなわち、5mを超える樹木と30%を超える樹冠のある1ヘクタールを超える土地、または現場でこれらの閾値に達することができる樹木。
 - (iii) 2ヘクタールを超える土地で、5メートルを超える樹木及び10%から30%の樹冠被覆を有するもの又は現場でこれらの閾値に達することができる樹木
 - (iv) 泥炭地。ただし、その作物の栽培及び収穫が、これまで雨が降っていない土壌の排水を伴わないことを示す証拠がない限り。
- (b) 非多年生作物の栽培に永続的な草地の管理が含まれる場合、永続的な草地が維持されること。

¹ 再生可能エネルギー源(リキャスト)からのエネルギー利用の促進に関する2018年12月11日の欧州議会および理事会指令(EU)2018/2001(OJ L 328/82, 21.12.2018, p)。1).

2. 農場サステナビリティプランの策定

農業持続可能性プランは、温室効果ガス(GHG)排出²を削減し、土地の炭素吸収源を強化する(または飽和時には土地の炭素貯蔵を維持する)³の両方によって、気候変動の緩和に大きく貢献する農場の戦略を定めていること。

農業持続可能性計画:

- (a) 1.で言及した土地利用の変化に関する情報を含む、保有者の生物物理的環境と作付けシステムを記述すること。
- (b) プロジェクト開始前の5年間ににおける温室効果ガス排出量および炭素固定の観点から見た保有の気候ベースライン、すなわちその平均的なパフォーマンスを測定すること。
- (c) 気候変動の緩和に実質的に貢献する可能性が最も高い管理手法を特定し、この潜在的な貢献を定量化すること。
- (d) 該当する場合、本附属書(1.1節)に定める「重大な危害を及ぼさない」(「DNSH」)基準の遵守を確実にする管理慣行を特定すること。

3. 重要な経営慣行の遵守

その活動が気候変動の緩和に実質的に貢献していることを実証するため、また農業持続可能性計画に示された情報に基づいて、農場は、この附属書Aに列挙されている重要な管理慣行のすべてを、その所有に明確に適用できないものを除き、一貫して展開すること。

4. 農場記録

農場は、次のような気候のパフォーマンスを毎年記録すること。

- (a) 管理慣行の展開に関する情報
- (b) 以下のGHG排出量および除去量に関する情報が、
 - (i) 利用可能な最良のデータに基づいていること。

² 考慮される排出の範囲には、メタンの排出(腸内発酵と肥料管理(肥料の貯蔵と処理の間に生産される)、農地に堆積された肥料からの排出)、稲作(気候変動に関する政府間パネル(IPCC)報告枠組みに従って)からの排出を含む)、一酸化二窒素(N₂O)の排出(肥料の貯蔵と処理を含む)、管理された土壌からの直接的な一酸化二窒素排出(IPCC報告の枠組みに従って)、あるいはその他の農業資源からの直接的な一酸化二窒素排出(CO₂)、農場での燃料と電気の使用からの二酸化炭素排出、そのようなプロセスでの燃料と電気の使用からの温室効果ガス排出を含む)が含まれる。

³ 土地の炭素貯蔵と吸収の範囲には、土地利用、土地利用変化、林業(「LULUCF」)部門における以下の炭素プールが含まれる:地上バイオマス、地下バイオマス、土壌有機炭素。

- (ii) 農業、林業及び他の土地利用(「AFOLU」)プロジェクト又は活動とIPCCインベントリガイドライン⁴との整合性に関するグッドプラクティスを含め、2006年IPCC国別温室効果ガスインベントリガイドライン2019の改訂版と整合的であること。

5. 年次記録と農場持続可能性計画の検証

年次記録および農業持続可能性計画に記載された情報は、完全で、正確で、質の高いものであることが確認されていること。

この検証は、投資期間の開始時とその後3年ごとに農場の要請に基づき、独立した第三者機関によって実施されること。

重大な危害を及ぼさない(「DNSH」)

(2) 気候変動への適応	活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。
(3) 持続可能な水資源・海洋資源の保護と利用	<p>関連する利害関係者⁵と協議した上で策定された、水利用と防護のマネジメントプランに従って、水質保全に関する環境劣化リスクと水ストレスの回避を特定し、かつ、対処する。</p> <p>活動が取水を伴う場合は、水域への重大な影響を回避するための条件を特定したうえで、その活動に関連する当局によって許可を得ること。</p>
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	使用済み保護栽培フィルム、未使用の農薬または肥料、包装材またはネットラップを含む、非永年作物の栽培過程で発生する非天然廃棄物は、認定廃棄物管理業者によって収集されリサイクルされるが、有害であるかまたはその他の方法でリサイクルできない場合には、適正に処分される。

⁴ Box 2.0 A, the Volume 4 of the Finement to the 2006 IPCC Guidelines for National greenhouse gas inventories を参照 https://www.ipccnggip.iges.or.jp/public/2019rf/pdf/4_Volume4/19R_V4_Ch02_Generic%20Methods.pdf

⁵ 2000年10月23日の欧州議会及び理事会指令2000/60/ECにより、水政策の分野における共同体行動の枠組み(OJ L 327)が制定され、22.12.2000, p. 1) 水質の保全及び第三国での活動のための水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処するため、連合法の対象となる活動又は同等の国内規定若しくは国際基準により要求される活動。
環境影響評価が2011年12月13日の欧州議会および理事会指令2011/92/EUに従って実施され、特定の官民プロジェクトが環境に及ぼす影響の評価が行われた場合(OJ L 26, 28.1.2012, p.). 1)指令2000/60/ECに従って、水への影響の評価を含み、特定されたリスクに対処していれば、水への影響

の追加評価は必要ない。

	<p>天然(有機)材料その他の適切な廃棄物(農薬洗浄を含むことがある)は、農業上の利益のために使用される。</p>
<p>(5) 公害防止・管理</p>	<p>農薬および除草剤を含む栄養素(肥料)および植物保護製品の適用は、処理時間および処理区域に関し、人の健康および環境に対する農薬使用の危険性および影響、ならびに過剰な栄養素⁶の喪失を低減するために、適切なレベルおよび適切な器具および技術で提供されること。</p> <p>特に、窒素汚染の影響を受ける区域及び汚染の影響を受けるおそれのある水域においては、窒素の利用は、良好な農業慣行に適合し、特に、関係する脆弱な地域の特性を考慮に入れること。</p> <p>(a) 土壌の状態、土壌の種類及び斜面</p> <p>(b) 気候条件、降雨及び灌漑</p> <p>(c) 土地利用と、輪作システムを含む農業慣行。窒素の用途は、以下の間のバランスに基づくものとする。</p> <p>(a) 作物の予想される窒素要求量</p> <p>(b) 土壌から作物への窒素供給と肥沃化は以下に相当する。</p> <p>(i) 作物が大量に使用され始めた時点で土壌中に存在する窒素の量(冬の終わりに残存する量)</p> <p>(ii) 土壌中の有機窒素の貯蔵量の純無機化による窒素の供給。</p> <p>(iii) 家畜糞尿からの窒素化合物の添加;</p> <p>(iv) 化学肥料やその他の肥料からの窒素化合物の添加</p> <p>各農場について、毎年、動物自身によるものを含め、土地に施用される家畜糞尿の量が、ヘクタール当たり170kg N ha⁻¹を超えないことを確保するための措置がとられるか、又は(続く)</p>

⁶ 農業の持続可能な使用を達成するための共同体行動の枠組みを確立する2009年10月21日の欧州議会および理事会指令2009/128/ECを参照(OJ L 309, 24.11.2009, p.)。農業発生源からの硝酸塩による汚染からの水の保護に関する1991年12月12日の理事会指令91/676/EEC(OJ L 375, 31.12.1991, p)。1)共通の農業政策の資金調達、管理及び監視並びに理事会規則(EEC)No 352/78、(EC)No 165/94、(EC)No 2799/98、(EC)No 814/2000、(EC)No 1290/2005及び(EC)No 485/2008(OJ L 347, 20.12.2013, p)の廃止に関する2013年12月17日の欧州議会及び理事会規則(EU)No 1306/2013。549).

	<p>理事会指令91/676/EEC⁷の附属書IIに定める条件に従って異なる量が施用されること。</p> <p>人及び動物の健康及び環境を高度に保護する活性物質を有する植物保護製品のみを使用⁸すること。</p>
<p>(6) 生物多様性 生態系の保護及び回復</p>	<p>特に冬季には、浸食や水路・水域への流出を防ぎ、土壌有機物の⁹を維持するために、土壌の保護を確保する活動。</p> <p>活動は、法的に保護されている種の攪乱、捕獲、殺害、または法的に保護されている生息地の劣化につながらないこと。</p> <p>活動は、高自然価値の土地、湿地、森林、または生物多様性の価値が高い他の土地の転換、分断化、または持続不可能な強化につながらないこと。これは1ヘクタール超の、高度に生物多様性のある草地であって、以下のいずれかに該当するものを含む、生物多様性の価値が高い¹⁰の土地の転換、分断、または持続不可能な強化につながらないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) すなわち、自然の草地で、人間の介入がなければ草地のままであり、その草地の自然の種構成や生態学的特徴、プロセスを維持するもの。 (b) すなわち、人間の介入がなければ草地ではなくなり、種が豊富で劣化しておらず、関連する所管官庁によって高度に生物多様性であると確認されている非自然的な草地。 <p>生物多様性に配慮した地域(保護地域の「Natura 2000」ネットワーク、ユネスコ世界遺産及び主要生物多様性地域(「KBA」)を含む)又はその近くに所在する場所/事業、並びにその他の保護地域:</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 活動は、自然の生息地及び種の生息地の悪化をもたらさず、また、保護地域が指定された種の攪乱をもたらさないこと。 (b) 活動は、該当する場合には、適切な評価¹¹の結論に従って軽減対策12が実施されること¹³。

⁷ 農業発生源からの硝酸塩による汚染からの水の保護に関する1991年12月12日の理事会指令91/676/EEC(OJ L 375, 31.12.1991, p.)。1)。

⁸ 同盟においては、これは、有機に関する2018年5月30日の欧州議会及び理事会規則(EU)2018/848第24条に基づいて承認された植物保護製品の使用を意味する。

有機製品の製造及び表示並びに理事会規則(EC)No.834/2007(OJ L 150, 14.6.2018, p.)の廃止 1) 植物保護製品であって、代替の用に供されるものを除く。

⁹ 規則(EU)No.1306/2013の附属書IIのGAEC4、5及び6に従う。

¹⁰ 生物多様性の価値が高い土地は、指令(EU)2018/2001の第29条(3)に規定されている。

再生可能エネルギー源からのエネルギー利用の促進に関する2018年12月11日の欧州議会及び理事会(OJ L 328, 21.12.2018, p.) 82)。

¹¹ 野鳥の保護に関する2009年11月30日の欧州議会および理事会指令2009/147/ECに従って(OJ L 20, 26.1.2010, p.)。7)及び理事会指令

	<p>外来種の栽培は、欧州議会及び理事会¹⁴の規則(EU)第1143/2014号に従って、危険性、監視及び保護に関する適用される規則を遵守すること。同盟の懸念する侵略的外来種のリストに記載された種および加盟国の国内リストに記載された侵略的または高リスクと考えられる種の外来種は栽培されないこと。上記リストに記載されていない外来種は、関連する評価プロセスに従い、侵入のリスクが無視できる場合にのみ栽培されること。</p>
--	--

付録A:非PENNIAL作物の栽培:必要不可欠な管理手法

管理区分	非永年作物の栽培:不可欠な管理慣行
作物管理	<p>耕地上に、少なくとも1種のマメ科植物または緑肥を含む最大5種の作物について、栽培された各作物および気候条件に特有の農作物の遷移要件を考慮した適切な作物輪作システムを設置し、雑草および病気のサイクルを断ち切り、土壌肥沃度および土壌有機物を蓄積し、外部投入用途(農薬、化学肥料を含む)および関連するN2O排出を削減し、土壌炭素固定を増加させること。</p> <p>被覆作物および間作作物は、局所的に適切な種を混合して播種される。農場の生きている植物被覆率は少なくとも75%であり、裸地は避けること。農場で稲を栽培する場合には、稲作によるメタンの排出を最小限にするための措置がとられ、その措置には次のものが含まれる。</p> <p>浅い水位、季節中期の乾燥、季節外れのわら。</p>
土壌管理	<p>農業持続可能性計画は、土壌の健康及び有機物含有量の保護と改良のために非永年作物生産に展開される土壌管理と作付け慣行を記述すること。</p>

自然生息地及び野生動植物の保全に関する1992年5月21日の92/43/EEC(OJ L 206, 22.7.1992, p.) 7) または第三国に所在する活動については、国際金融公社(IFC)パフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理など、同等の国内規定または国際基準に従う。

¹² これらの措置は、プロジェクト/計画/活動が保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

¹³ 規則(EU)No 1306/2013の法定管理要件2及び3、特に指令92/43/EECの第6条第1項及び第2項、並びに指令2009/147/ECの第3条(1)、第3条(2)、点(b)、並びに第4条第1項、第2項及び第4項に従う。

¹⁴ 2014年10月22日の欧州議会および理事会規則(EU)第1143/2014号 侵略的外来種の導入及び拡大の防止及び管理(OJ L 317, 4.11.2014, p.) 35). リスクアセスメントについては、第5条を参照。

	<p>以下のような関連する土壌劣化の影響を防止、最小化又は緩和することを目的として、対策が選択され適用される。風及び水による土壌浸食、有機物の損失、塩分化、圧縮、土壌酸性化等である。場所に特有の土壌の脅威などである。</p> <p>以下の慣行は使用されないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) ヒストゾルや有機土壌を乱す行為。 (b) ヒストゾルや有機土壌の水位を人為的に低下させる。 (c) 列間の逆耕起による機械的除草; (d) 作物残渣の燃焼(植物の健康上の理由により¹⁵免除されている場合を除く)。 <p>以下のような良好な土壌管理慣行が実施されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 重機の使用による締固めを回避又は最小限にする行為 (b) 土壌浸食を最小限に抑えることを目的とした慣行。土壌浸食を最小限に抑えるためには、適切な作物および作物の輪作、表面被覆率の増加(被覆作物、漁獲作物、マルチング)、帯作、輪郭作付け、間作、河岸緩衝材、耕起(不耕起、不耕起)、テラス、草水路、植生緩衝帯、防風林などがある。 (c) 土壌有機物を増加させることを目的とした慣行。これには、作物残渣の管理、有機物投入量の増加(動物肥料の施用、堆肥、マルチ、被覆作物、緑肥、嫌気性消化植物からの消化物)が含まれる。 (d) ヒストソールまたは泥炭地を栄養素の溶脱および有機物の減少から保護する管理手法。水の喪失の減少、水供給の増加、空洞を伴う貯水の拡大、積極的な水管理、湿潤/再湿潤泥炭地でのヤシ栽培などがある。 (e) 最小または非反転を優先した傾斜操作の制限耕作
<p>栄養管理</p>	<p>農業持続可能性計画は、非永年作物生産で実施される慣行を記述すること。その目的は、排出量を最小限に抑え、過剰な栄養素を地表および地下水域に溶出させ、大気中への栄養素の喪失を最小限に抑えることである。</p> <p>栄養素の喪失と肥料の使用を大幅に削減するために、指令91/676/EEC(および適用される硝酸塩行動計画)および指令(EU)2016/2284(欧州議会および理事会¹⁶)に定められた要件を超えて、優れた栄養素管理慣行が実施されていること。</p> <p>適用される行動計画 このカテゴリーの関連する慣行には、以下のものが含まれる。</p>

¹⁵ 規則(EU)No.1306/2013の附属書IIのGAEC 6に従う。

¹⁶ 特定の大气汚染物質の国内排出量の削減に関する2016年12月14日の欧州議会および理事会指令(EU)2016/2284、指令2003/35/ECの改正および指令2001/81/EC(OJ L 344, 17.12.2016, p)の廃止。1)。

	<p>(a) 養分利用効率を改善し、保持/野外レベルでの養分過剰を最小化することを目的として、ガイドラインとソフトウェアの助けを得て策定された作物養分管理と肥沃化計画を実施すること。その計画は、次のものに基づいていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 土壌中の最適pH範囲と適切な養分レベルを決定し、維持し、回復するための系統的かつ定期的な土壌試験。 (ii) 農場/農場から輸出される作物および畜産物に含まれる栄養素(N、P、K)と肥料および飼料として農場/農場への栄養素投入量との比率を、野外作物および収量履歴、作物残渣、土壌栄養素レベルおよび養分供給能力および計画収量を考慮に入れて、保持/野外レベルでの養分投入量/産出量の予算を作成する。関連する農場記録は、すべての栄養素投入量および産出量を計算するために使用することができる。 <p>(b) 土壌にスラリー、固形肥料、化学肥料を施用した場合のアンモニア排出量を削減する施用技術。これには、土壌表面下へのスラリーの注入、土地施用時の緩衝地帯への適切な時期、拡散速度、注意、硝化防止剤の使用、化学肥料と種子施用を組み合わせた技術、固形肥料の施用、散布後できるだけ早く耕作可能な土壌への混入、草地へのスラリーの帯状の散布、表面の広がりを減少させる草地へのスラリーの散布、散布前および流水路から離れる前に一時的に土地に堆肥を貯蔵することが含まれる。</p> <p>(c) 中間的な高投入量の農場¹⁷、低排出の養分貯蔵および施用技術で、液状肥料の冷却、肥料貯蔵の覆い、またはスラリー酸性化、スラリー注入、バンド拡散、畑への施用日にできるだけ早く土壌に肥料を取り込むこと、変動係数の小さい肥料散布、注入などが含まれる。</p>
<p>多様性の高い景観</p>	<p>農地面積の最低10%は、生垣、樹木群、単一樹木などの多様性の高い景観の特徴、または花条、バッファーストリップ、テラス壁などの非生産的な景観の特徴で覆われており、池、土壌浸食から保護し、炭素隔離に寄与すること。</p>
<p>エネルギー効率</p>	<p>「農業持続可能性計画」では、「エネルギー効率第一」の原則を適用することにより、どのようにエネルギー・ミックスを最適化したか、また、どのように省エネルギー戦略を達成するかについて記述されていること。</p>

¹⁷ 中規模および高投入量農場の定義は、Eurostatが適用した分類に基づいている(https://ec.europa.eu/eurostat/cache/metadata/en/aei_ps_inp_esms.htmを参照)。

12 多年生作物の栽培

活動内容

2年以上の生育期間をもつ植物の成長。種子生産のためも含めて、各季節の後に葉を落とすか、あるいは連続的に成長する。

活動は、規則(EC)No.1893/2006によって定められた経済活動の統計的分類に従って、NACEコードA1.2に分類される。

技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

1. 土地利用変化からの炭素貯蔵の高い非農地の保護

- (a) 多年生作物は、炭素貯蔵の高い土地、すなわち、指令(EU)2018/2001の第29条(3)、(4)および(5)に言及されている基準日に以下のいずれかの地位を有し、その地位をもはや有していない土地では栽培されないこと。
 - (i) 湿地、すなわち、水で覆われているか、または恒久的に水によって飽和されている土地、または年間のかなりの部分を占める土地。
 - (ii) 連続的に森林化された地域、すなわち、5mを超える樹木と30%を超える樹冠のある1ヘクタールを超える土地、または現場でこれらの閾値に達することができる樹木。
 - (iii) 2ヘクタールを超える土地で、5メートルを超える樹木及び10%から30%の樹冠被覆を有するもの又は現場でこれらの閾値に達することができる樹木
 - (iv) 泥炭地。ただし、その作物の栽培及び収穫が、これまで雨が降っていない土壌の排水を伴わないことを示す証拠がない限り。
- (b) 永年作物の栽培に永続的な草地の管理が含まれる場合、永続的な草地が維持されること。

2. 農場サステナビリティプランの策定

農業持続可能性プランは、温室効果ガス排出¹⁸を削減し、土地の炭素吸収源を強化する(または、飽和状態では土地の炭素貯蔵を維持する)¹⁹の両方によって、気候変動の緩和に実質的に貢献する農場の戦略を定めていること。

¹⁸ 考慮される排出の範囲には、腸内発酵および肥料管理(肥料の貯蔵および処理中に生産される)からのメタン排出、および肥料からのメタン排出が含まれる。

- (a) 地点1で言及されている土地利用の変化に関する情報を含む、保有地の生物物理的環境と作付けシステムを記述すること。
- (b) プロジェクト開始前の5年間における温室効果ガス排出量および炭素固定の観点から見た保有の気候ベースライン、すなわちその平均的なパフォーマンスを測定すること。
- (c) 気候変動の緩和に実質的に寄与する可能性が最も高い管理手法を特定し、この潜在的寄与を定量化すること。
- (d) 該当する場合には、本附属書の1.2節に定める関連するDo No Magnificant Harm(「DNSH」)基準の遵守を確実にするマネジメントプラクティスを特定すること。

3. 重要な経営慣行の遵守

その活動が気候変動の緩和に実質的に貢献していることを実証するため、また農業持続可能性計画に示された情報に基づいて、農場は、この附属書Aに列挙されている重要な管理慣行のすべてを、その所有に明確に適用できないものを除き、一貫して展開すること。

4. 農場記録

農場は、次のような気候のパフォーマンスを毎年記録すること。

- (a) 管理慣行の採用に関する情報
- (b) GHG排出量および除去量に関する情報が。
 - (i) 利用可能な最良のデータに基づいていること。
 - (ii) AFOLUのプロジェクトや活動とIPCCインベントリガイドライン²⁰との整合性に関するグッドプラクティスを含め、2006年IPCC国別温室効果ガスインベントリガイドライン2019の改訂版と整合的であること。

5. 技術的スクリーニング基準への適合確認

年次記録と農場持続可能性計画に記載された情報は、完全に正しく高品質であることが確認されていること。

(IPCC報告の枠組みに従って)農地に堆積された稲作、(IPCC報告の枠組みに従って)農地に堆積された稲作、(堆肥の貯蔵と処理を含む)堆肥管理からのN₂O排出、(IPCC報告の枠組みに従って)管理された土壌またはその他の農業資源からの直接的なN₂O排出、(IPCC報告の枠組みに従って)農地上の燃料と電力の使用からのCO₂排出、(そのようなプロセスでの燃料と電力の使用からのものを含む)N肥料生産からのGHG排出。

¹⁹ 土地の炭素貯蔵と吸収の範囲には、LULUCF部門の炭素プール(地上バイオマス、地下バイオマス、土壌有機炭素)が含まれる。

²⁰ 「2006年IPCCガイドライン2019年版第4巻第2章Box 2.0A」参照

nggip.iges.or.jp/public/2019rf/pdf/4_Volume4/19R_V4_Ch02_Generic%20Methods.pdf

この検証は、投資期間の開始時とその後3年ごとに農場の要請に基づき、独立した第三者機関によって実施されること。

重大な危害を及ぼさない(「DNSH」)

(2) 気候変動への 適応	活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。
(3) 持続可能な利用 そして 保 護 の 水資源・海洋資源	<p>水ストレスの回避と水質保全に関する環境劣化リスクについては、関連する利害関係者²¹と協議した上で策定された、水利用と防護のマネジメントプランに基づいて特定され、対処されること。</p> <p>活動が取水を伴う場合は、水域への重大な影響を回避するための条件を勧告した取水の許可を その活動に関連する当局から取り付けること。</p>
(4)aへの移行 サーキュラー・エコノ ミー	<p>使用済み保護栽培フィルムを含む多年生作物向けの、未使用農薬や肥料、包装材、網包装材については、認定廃棄物管理者によって収集され リサイクルされるか、または廃棄(場合) 有害なもの、リサイクルできないものについては適正処分されること。</p>
(5) 汚染 予防 そし て コントロール	<p>栄養素(肥料)と植物保護製品の適用については、農薬、除草剤を含め、時間と場所を特定して施用され、 人体や環境への影響、富栄養化に関わる農薬使用のリスクと影響を低減するための設備と技術を用いて行われること。</p>

²¹ 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質保全および水ストレス回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

²² 指令2009/128/EC、指令91/676/EECおよび規制(EU)No 1306/2013の法定管理要件10を参照のこと。

	<p>特に、窒素汚染の影響を受ける区域及び汚染の影響を受けるおそれのある水域においては、窒素の利用は、良好な農業慣行に適合し、特に、関係する脆弱な地域の特性を考慮に入れること。</p> <p>(a) 土壌の状態、土壌の種類及び斜面</p> <p>(b) 気候条件、降雨及び灌漑</p> <p>(c) 土地利用と、輪作システムを含む農業慣行。窒素の用途は、以下の間のバランスに基づくものとする。</p> <p>(a) 作物の予想される窒素要求量</p> <p>(b) 土壌から作物への窒素供給と肥沃化は以下に相当する。</p> <p>(i) 作物が大量に使用され始めた時点で土壌中に存在する窒素の量(冬の終わりに残存する量)</p> <p>(ii) 土壌中の有機窒素の貯蔵量の純無機化による窒素の供給。</p> <p>(iii) 家畜糞尿からの窒素化合物の添加;</p> <p>(iv) 化学肥料やその他の肥料からの窒素化合物の添加</p> <p>各農場について、動物自身を含め、毎年、土地に施用される家畜糞尿の量が、理事会指令91/676/EEC²³の附属書IIIに定める条件に従い、ヘクタール当たり170kg N ha⁻¹を超えないこと、または異なる量を超えないことを確保するための措置が講じられていること。</p> <p>人及び動物の健康及び環境を高度に保護する活性物質を有する植物保護製品のみが使われること²⁴。</p>
<p>(6) 生物多様性</p> <p>生態系の保護及び回復</p>	<p>特に冬季には、浸食や水路・水域への流出を防ぎ、土壌有機物の²⁵を維持するために、土壌の保護を確保する活動。</p> <p>活動は、法的に保護されている種の攪乱、捕獲、殺害、または法的に保護されている生息地の劣化につながらないこと。</p>

²³ 農業発生源からの硝酸塩による汚染からの水の保護に関する1991年12月12日の理事会指令91/676/EEC(OJ L 375, 31.12.1991, p)。1).

²⁴ 同盟においては、これは、代替のために指定された植物保護製品を除き、規則(EU)2018/848第24条に基づいて認可された植物保護製品の使用を意味する。

²⁵ 規則(EU)No.1306/2013の附属書IIのGAEC4、5及び6に従う。

活動は、高自然価値の土地、湿地、森林、または生物多様性の価値が高い他の土地(1ヘクタール以上にわたる生物多様性の高い草地を含む)の強化で、以下のいずれかに該当するものの、転換、断片化、持続不可能につながらないこと。

- (a) すなわち、自然の草地で、人間の介入がなければ草地のままであり、その草地の自然の種構成や生態学的特徴、プロセスを維持するもの。
- (b) すなわち、人間の介入がなければ草地ではなくなり、種が豊富で劣化しておらず、関連する所管官庁によって高度に生物多様性であると確認されている非自然的な草地。

生物多様性に配慮した地域(保護地域の「Natura 2000」ネットワーク、ユネスコ世界遺産及び主要生物多様性地域(「KBA」を含む)又はその近くに所在する場所/事業、並びにその他の保護地域:

- (a) 活動は、自然の生息地及び種の生息地の悪化をもたらさず、また、保護地域が指定された種の攪乱をもたらさない。
- (b) 活動は、該当する場合には、適切な評価²⁷の結論に従って実施され、また、必要な軽減措置が²⁹に従って²⁸実施されている。

外来種の栽培は、規則(EU)No.1143/2014³⁰に従って、危険性、監視及び保護に関する適用規則に従うこと。同盟の懸念する侵略的外来種のリストに記載された種および加盟国の国内リストに記載された侵略的または高リスクと考えられる種の外来種は栽培されないこと。上記リストに記載されていない外来種は、関連する評価プロセスに従い、侵入のリスクが無視できる場合にのみ栽培されること。

²⁶ 生物多様性の価値が高い土地は、再生可能エネルギー源からのエネルギー利用の促進に関する2018年12月11日の欧州議会および理事会指令(EU)2018/2001の第29条(3)に規定されている(OJ L 328, 21.12.2018, p). 82).

²⁷ 指令2009/147/EC及び指令92/43/EECに従って;又は第三国に所在する活動については、例えば、同等の国内規定又は国際基準に従って
国際金融公社(IFC)パフォーマンス基準6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理。

²⁸ これらの措置は、プロジェクト/計画/活動が保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

²⁹ (EU)規則No 1306/2013の法定管理要件2および3、特に指令92/43/EECの第6条第1項および第2項、ならびに第3条(1)、第3条(2)、(b)項に従い、
指令2009/147/ECの第4条第1項、第2項および第4項。

³⁰ リスク評価については、例えば、規則(EU)第1143/2014号第5条を参照。

付録B:多年生作物の栽培:必要不可欠な管理手法

管理区分	多年生作物の栽培:不可欠な管理慣行
<p>土壌管理</p>	<p>農業持続可能性計画は、土壌の締め固め、水の伐採、土壌浸食、土壌有機物の喪失を避けることを目的とした多年生作物生産に展開される慣行を記述していること。</p> <p>以下の慣行は使用されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) ヒストゾルや有機土壌を乱す行為。 (b) ヒストゾルや有機土壌の水位を人為的に低下させる。 (c) 列間の逆耕起による機械的除草; (d) 作物残渣の燃焼。ただし、植物の健康増進のための³¹が免除されている場合を除く。 <p>以下のような良好な土壌管理慣行が実施されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 重機使用による締め固めの回避・最小化 (b) 水分を保持し、土壌の攪乱を最小限に抑える除草技術(列間の草刈りを含む) (c) 土壌水分を改善するために、地元の気候条件を考慮したマルチング、草地被覆、緑肥作物の栽培を含む列間または列間の土壌被覆の確立、および受胎能
<p>栄養管理</p>	<p>農業持続可能性計画では、排出量を最小限に抑え、過剰な栄養素を地表や地下水域に溶出し、大気への栄養素の喪失を最小限に抑えることを目的として、多年生作物生産で実施されている慣行を記述していること。</p> <p>栄養素の喪失および肥料の使用を大幅に削減するために、指令91/676/EEC(および適用される硝酸塩行動計画)および指令(EU)2016/2284(および適用される行動計画)に定められた要件を超えて、良好な栄養管理慣行が実施されている。このカテゴリーの関連する慣行には、以下のものが含まれること。</p> <p>次の事項を内容とする農作物肥沃化管理計画の実施 プランテーション/果樹園レベルでの栄養塩利用効率の改善と栄養塩余剰の最小化を目的としたガイドラインとソフトウェアの支援。 作物(続く)</p>

	<p>(前頁から続く)収量管理計画は、以下に基づいていること。</p> <p>(i) 特に新しいプランテーション/果樹園を設立する前の時期に、土壌中の最適pH範囲と適切な養分レベルを決定し、維持し、回復するための系統的かつ定期的な土壌試験。</p> <p>(ii) 植物の部品と葉の診断を通じた栄養供給のバランスの定期的な評価;</p> <p>(b) 肥沃化管理は、必要な多量栄養素および必須微量栄養素を、作物消費に応じて、栽培期間を通して効率的に供給することを目的としており、その際、種および品種、期待収量、および必要に応じて土壌/葉分析を実施すること。</p> <p>(c) 適切な施肥技術の適用。これは、栄養素の浸出を避けるものであり、これには、点滴、マイクロスプリンクラー、またはマイクロジェットによる灌漑が含まれ、栄養素を発根システムに直接送達する肥沃化を可能にする。</p> <p>(d) 土壌有機物を改善するために、草地被覆または緑地被覆/肥料を列間隔で維持すること。</p> <p>(e) 中間的な高投入量の農場³²、低排出の養分貯蔵および施用技術(液状肥料の冷却、肥料貯蔵の覆い、またはスラリー酸性化、スラリー注入、バンド拡散、畑への施用日にできるだけ早く土壌に肥料を取り込むこと、係数の低い肥料散布を含む) バリエーション、インジェクション</p>
<p>多様性の高い景観</p>	<p>農地面積の最低10%は、生垣、樹木群、単一樹木などの多様性の高い景観の特徴、または花条、バッファーストリップ、テラス壁などの非生産的な景観の特徴で覆われており、池、土壌浸食から保護し、炭素隔離に寄与すること。</p>
<p>エネルギー効率</p>	<p>「農業持続可能性計画」では、「エネルギー効率第一」原則と省エネルギーを適用することにより、どのようにエネルギー構成を最適化し、戦略を実行するかを説明していること。</p>

32

中規模および高投入量農場の定義は、Eurostatが適用した分類に基づいている(https://ec.europa.eu/eurostat/cache/metadata/en/aei_ps_inp_esms.htmを参照)。

13. 畜産

活動内容

水産動物を除くすべての動物の飼養(養殖)及び繁殖 家畜生産には、家畜の寄宿、および屠殺場からの皮や皮の飼育と生産は含まれない。

活動は、規則(EC)No.1893/2006によって定められた経済活動の統計的分類に従って、NAC EコードA1.4に分類される。

当該活動は、本条に定める技術的選別基準に適合する場合、規則(EU)2020/852第10条(2)にいう移行活動である。

技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

1. 土地利用変化からの炭素貯蔵の高い非農地の保護

- (a) 家畜生産は、指令(EU)2018/2001の第29条(3)、(4)および(5)に言及されている基準日に以下のいずれかの地位を有し、もはやその地位を有していない土地では、高炭素ストックを有する土地では行われなければならないこと。
 - (i) 湿地、すなわち、水で覆われているか、または恒久的に水によって飽和されている土地、または年間のかなりの部分を占める土地。
 - (ii) 連続的に森林化された地域、すなわち、5mを超える樹木と30%を超える樹冠のある1ヘクタールを超える土地、または現場でこれらの閾値に達することができる樹木。
 - (iii) 1ヘクタールを超える土地で、5メートルを超える樹木及び10%から30%の樹冠被覆を有するもの又は現場でこれらの閾値に達することができる樹木
 - (iv) 泥炭地。ただし、その作物の栽培及び収穫が、これまで雨が降っていない土壌の排水を伴わないことを示す証拠がない限り。
- (b) 家畜生産に永続的な草地の管理が含まれる場合、永続的な草地が維持されること。

2. 農場サステナビリティプランの策定

農業持続可能性プランは、温室効果ガス排出³³を削減し、土地の炭素吸収源を強化する(または、飽和状態では土地の炭素貯蔵を維持する)³⁴の両方によって、気候変動の緩和に実質的に貢献する農場の戦略を定めていること。

³³ 考慮される排出の範囲には、メタンの排出(腸内発酵および肥料管理(肥料の貯蔵および処理中に生産され、農地に堆積された肥料から生産される)および稲作(IPCC報告の枠組みに従って)からの排出を含む)が含まれる。

- (a) 1で言及された土地利用の変化に関する情報を含む、保有者の生物物理的環境と成長システムを記述すること。
- (b) プロジェクト開始前の5年間における温室効果ガス排出量および炭素固定の観点から見た保有の気候ベースライン、すなわちその平均的なパフォーマンスを測定すること。
- (c) 気候変動の緩和に実質的に寄与する可能性が最も高い管理手法を特定し、この潜在的寄与を定量化すること。
- (d) 該当する場合には、本附属書の1.3節に定める関連するDo No Magnificant Harm(「DNSH」)基準の遵守を確実にするマネジメントプラクティスを特定すること。

3. 重要な経営慣行の遵守

その活動が気候変動の緩和に実質的に貢献していることを実証するため、また農業持続可能性計画に示された情報に基づいて、農場は、この附属書Aに列挙されている重要な管理慣行のすべてを、その所有に明確に適用できないものを除き、一貫して展開すること。

4. 農場記録

農場は、次のような気候のパフォーマンスを毎年記録していること。

- (a) 管理慣行の展開に関する情報
- (b) GHG排出量および除去量に関する情報。
 - (i) 利用可能な最良のデータに基づいていること。
 - (ii) AFOLUのプロジェクトや活動とIPCCインベントリガイドライン³⁵との整合性に関するグッドプラクティスを含め、2006年IPCC国別温室効果ガスインベントリガイドライン2019の改訂版と整合的であること。

5. 技術的スクリーニング基準への適合確認

年次記録および農業持続可能性計画の情報は、以下の通りであることが確認されていること。

管理された土壌からの直接的なN₂O排出(IPCC報告の枠組みに従って)またはその他の農業資源からのN₂O排出;農場内燃料および電力の使用からのCO₂排出;N肥料生産からのGHG排出(このようなプロセスでの燃料および電力の使用からのものを含む)と同様に、肥料管理(肥料の貯蔵と処理を含む)からのN₂O排出を含む。

³⁴ 土地の炭素貯蔵と吸収の範囲には、LULUCF部門の炭素プール(地上バイオマス、地下バイオマス、土壌有機炭素)が含まれる。

³⁵ 「2006年IPCCガイドライン2019年版第4巻第2章Box 2.0A」参照

国 温室 ガス たな卸資産 https://www.ipcc-nggip.iges.or.jp/public/2019rf/pdf/4_Volume4/19R_V4_Ch02_Generic%20Methods.pdf

当該検証は、投資期間の開始時及びその後3年ごとに農場の要請に基づき、独立した第三者機関によって実施される。

重大な危害を及ぼさない(「DNSH」)

(2) 気候変動への 適応	活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海 洋資源の持続可能 な利用及び保護	<p>水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者³⁶と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。</p> <p>活動が取水を伴う場合には、水域への重大な影響を回避するための条件を特定した上で、関連する所管官庁によって取水許可が与えられていること。</p>
(4) サーキュラー・ エコノミーへの移行	該当なし
(5) 公害防 止・管理	<p>農薬および除草剤を含む栄養素(肥料)および植物保護製品の適用は、処理時間および処理区域に関し、人の健康および環境に対する農薬使用の危険性および影響、ならびに過剰な栄養素³⁷の喪失を低減するために、適切なレベルおよび適切な器具および技術で提供されること。</p> <p>特に、窒素汚染の影響を受ける区域及び汚染の影響を受けるおそれのある水域においては、窒素の利用は、良好な農業慣行に適合し、特に、関係する脆弱な地域の特性を考慮に入れること。</p>

³⁶ 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質保全および水ストレス回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

³⁷ 指令2009/128/ECおよび指令91/676/EECおよび規制(EU)No 1306/2013の法定管理要件10を参照のこと。

	<p>(a) 土壌の状態、土壌の種類及び斜面</p> <p>(b) 気候条件、降雨及び灌漑</p> <p>(c) 土地利用と、輪作システムを含む農業慣行。窒素の用途は、以下の間のバランスに基づくものとする。</p> <p>(a) 作物の予想される窒素要求量</p> <p>(b) 土壌から作物への窒素供給と肥沃化は以下に相当する。</p> <p>(i) 作物が大量に使用され始めた時点で土壌中に存在する窒素の量(冬の終わりに残存する量)</p> <p>(ii) 土壌中の有機窒素の貯蔵量の純無機化による窒素の供給。</p> <p>(iii) 家畜糞尿からの窒素化合物の添加;</p> <p>(iv) 化学肥料やその他の肥料からの窒素化合物の添加</p> <p>各農場について、動物自身を含め、毎年、土地に施用される家畜糞尿の量が、理事会指令91/676/EEC³⁸の附属書IIIに定める条件に従い、ヘクタール当たり170kg N ha⁻¹を超えないこと、または異なる量を超えないことを確保するための措置が講じられていること。</p> <p>人及び動物の健康及び環境を高度に保護する活性物質を有する植物保護製品のみが使用³⁹されていること。</p>
<p>(6) 保護及び回復 の 生物多様性 生 態系</p>	<p>特に冬季には、浸食や水路・水域への流出を防ぎ、土壌有機物の⁴⁰を維持するために、土壌の保護を確保する活動。</p> <p>活動は、法的に保護されている種の攪乱、捕獲、殺害、または法的に保護されている生息地の劣化につながらないこと。</p>

³⁸ 農業発生源からの硝酸塩による汚染からの水の保護に関する1991年12月12日の理事会指令91/676/EEC(OJ L 375, 31.12.1991, p)。1)。

³⁹ 同盟においては、これは、代替のために指定された植物保護製品を除き、規則(EU)2018/848第24条に基づいて認可された植物保護製品の使用を意味する。

⁴⁰ 規則(EU)No.1306/2013の附属書IIのGAEC4、5及び6に従う。

活動は、高自然価値の土地、湿地、森林、または生物多様性の価値が高い他の土地(1ヘクタール以上にわたる生物多様性の高い草地を含む)の強化で、以下のいずれかに該当するものの転換、断片化、持続不可能につながらないこと。

- (a) すなわち、自然の草地で、人間の介入がなければ草地のままであり、その草地の自然の種構成や生態学的特徴、プロセスを維持するもの。
- (b) すなわち、人間の介入がなければ草地ではなくなり、種が豊富で劣化しておらず、関連する所管官庁によって高度に生物多様性であると確認されている非自然的な草地。

生物多様性に配慮した地域(保護地域の「Natura 2000」ネットワーク、ユネスコ世界遺産及び主要生物多様性地域(「KBA」)を含む)又はその近くに所在する場所/事業、並びにその他の保護地域:

- (a) 活動は、自然の生息地及び種の生息地の悪化をもたらさず、また、保護地域が指定された種の攪乱をもたらさない。
- (b) 活動は、該当する場合には、適切な評価⁴²の結論に従って実施され、また、必要な軽減措置が⁴⁴に従って⁴³実施されている。

外来種の栽培は、規則(EU)No.1143/2014⁴⁵に従って、危険性、監視及び保護に関する適用規則に従う。同盟の懸念する侵略的外来種のリストに記載された種および加盟国の国内リストに記載された侵略的または高リスクと考えられる種の外来種は栽培されない。上記リストに記載されていない外来種は、関連する評価プロセスに従い、侵入のリスクが無視できる場合にのみ栽培される。

⁴¹ 生物多様性価値の高い土地は、再生可能エネルギー源からのエネルギー利用の促進に関する2018年12月11日の欧州議会および理事会の第29条(3)指令(EU)2018/2001号(OJ L 328, 21.12.2018, p)に規定されている。82)

⁴² 指令2009/147/EC及び指令92/43/EECに従って;又は第三国に所在する活動については、例えば、同等の国内規定又は国際基準に従って
国際金融公社(IFC)パフォーマンス基準6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理。

⁴³ これらの措置は、プロジェクト/計画/活動が保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

⁴⁴ (EU)規則No 1306/2013の法定管理要件2および3、特に指令92/43/EECの第6条第1項および第2項、ならびに第3条(1)、第3条(2)、(b)項に従い、
指令2009/147/ECの第4条第1項、第2項および第4項

⁴⁵ リスク評価については、例えば、規則(EU)第1143/2014号第5条を参照。

付録C: 在庫生産: 必要不可欠な管理業務

管理区分	家畜生産:必要不可欠な管理慣行
<p>動物飼育: 群管理</p>	<p>農業持続可能性計画は、より効率的な群れ管理を通して、温室効果ガス排出量を削減することができる慣行を記述していること。</p> <p>以下のような優れた牛群管理手法が用いられていること:</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 地元の条件に適合し、農場の種類に応じた品種選択。これには、地元に適応した伝統的な品種および品種の選択、GHG濃度の低い高収量の資源効率の高い品種の選択などが含まれる。 (b) 動物の健康を維持し、獣医学的治療の必要性を減らし、在庫の罹患率および死亡率を最小限に抑えるための動物衛生管理の実践; (c) 畜群/群プロフィール管理を最適化する実践は、腸内発酵からのメタン排出を緩和し、淘汰齢の最適化、動物の健康状態の改善による動物の寿命の延長、高い出生率が温室効果ガス排出量の低下に寄与する場合の出生率の最適化などを含め、生産性を向上させることにより資源効率を最適化するためである。
<p>動物飼育: 給餌</p>	<p>農業持続可能性計画は、飼養制度と技術を通して、窒素負荷とそれに伴う環境へのGHG排出を削減することができる手法を記述していること。</p> <p>以下のような適切な給餌方法が用いられていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 窒素排泄の食事による削減を通じたGHG排出を削減する手法。これには、反芻動物に高糖のイネ科草本またはトウモロコシサイレージを使用すること、低蛋白質の飼料(低分子アルファルファサイレージなど)を用いた相給与、生産期間の特定の要件に適合した飼料配合による多相給与、エネルギー需要および可消化アミノ酸に基づくNバランスのとれた飼料を使用することによる粗蛋白質含量の削減などがある。 (b) 反芻動物の腸内発酵からのメタン排出を減少させる食事慣行。これには、飼料消化率および可消化飼料摂取量の増加、腸内発酵からのメタン排出を減少させる認可飼料添加物の使用などがある。 (c) 飼料の持続可能な調達-上流部門に大きな影響を与える可能性のある飼料を購入する際には、例えば大豆やパーム油を原料とする飼料など、間接的な土地利用の変化を含め、自然生息地から転換されたばかりでない地域から、公認機関によって持続可能な形で供給され、認証された飼料を選択する。

排泄物管理

農場持続可能性計画では、家畜生産において実施されるアンモニアおよびメタンの排出を最小限に抑え、家畜糞尿の取り扱い、貯蔵、および拡散から硝酸塩の浸出を目的とした施設および実施方法について記述していること。

以下のような適切な肥料管理方法が用いられていること。

- (a) 嫌気性消化 - 農場内の嫌気性消化システムまたは隣接する嫌気性消化プラントでスラリーおよび糞尿を処理し、バイオガスを生産する。バイオガスは、熱と電気を発生させるため、またはバイオメタンに改良され、化石燃料に取って代わる；工業施設では農場の肥料を敷地外で処理することができる；
- (b) 農場内の施設におけるスラリーおよび肥料の処理。農場内で発生したスラリーまたは消化物を農場内の嫌気性消化から固形分画および液体分画に分離し、貯蔵および農地への適用、およびガス排出量を低減する肥料添加物の使用を含む。
- (c) 表面積/容積比を減少させることにより表面からの放出を減少させる適切なスラリー貯蔵システム、スラリーの冷却、スラリーの攪拌の最小化、スラリー酸性化の適用、適切なスラリー貯蔵能力を含み得る、スラリーまたは消化物のための適切なスラリー処理および貯蔵システム。
- (d) 排出量および流出量を削減するための適切な固形肥料の取扱いおよび貯蔵。これには、排泄物の堆積物の放出表面積を最小限にすること、水路から離れたところにある堆肥の堆積物または堆肥貯蔵庫の被覆率を最小限にすること、散布前に畑に一時的に貯蔵された堆肥の堆積物が水路から離れていること、貯蔵場所が年によって異なること、流出の可能性のあるものの収集、敷地内の液体スラリーシステムへの流出、または堆肥の堆積物への転換などが含まれる。
- (e) 農地土壤にスラリーおよび固形肥料を施用した場合のアンモニア排出を削減するための施用技術。土壤表面下にスラリーを注入し、畑に施用した同日に可耕地土壤にできるだけ早く固形肥料を混入し、草地に散布することで、全体的な表面の広がりを減少させる。
- (f) 指令91/676/EEC(及び適用される硝酸塩行動計画)及び指令(EU)2016/2284(及び適用される行動計画)に定められている要件を超えて、著しい栄養喪失及び肥料の使用を減少させるための栄養管理手法。このカテゴリーの関連する慣行は、生育期の肥沃化計画(ソフトウェアに裏付けられた)を利用するなど、栄養利用効率を改善し、バランスのとれた窒素肥沃化を確保するものである。

	<p>土地利用の場合の緩衝地帯における適切な時期、拡散速度およびケア、ならびに変動速度技術および精密農業を利用することによる、硝化阻害剤、土壌中の栄養貯留の促進、適切な時期、普及率およびケアに関する出版物の支援。</p>
<p>土壌管理</p>	<p>農業持続可能性計画では、牧草地および牧草地(牧草/サイレージ用の草刈りまたは草刈り)を家畜生産と共同で管理し、土壌の締固め、水の伐採、土壌浸食および土壌有機物の喪失を回避する慣行を記述していること。</p> <p>以下の慣行は使用されないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) ヒストゾルや有機土壌を乱す行為。 (b) ヒストゾルや有機土壌の水位を人為的に低下させる。 <p>以下のような良好な土壌管理手法が用いられていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 重機の使用による締固めを回避又は最小限にする行為 (b) 最小耕作あるいは非反転耕作を優先して傾斜作業を制限する。 (c) 湿潤土壌への圧縮を避けるために、土壌条件に合わせて飼育密度を調整する。 (d) 広範な放牧システムを除いて、放牧地の成長率と牧草の質を最適化し、家畜による利用を行うことにより、畜産農家が放牧に使用する草地を最大限に利用する草地管理手法。一方、地域の状況と草高のモニタリングに基づく最適放牧時間、輪作と放牧の実施、質を向上させるための放牧地の改良など、年間の臨界時間に平均的な草地被覆率を確実に達成する。
<p>エネルギー使用量</p>	<p>「農業持続可能性計画」は、エネルギー効率第一主義とエネルギー節約戦略を適用することによって、この農場がどのようにエネルギーミックスを最適化したかを記述していること。</p>

14 植林

活動内容

これまで土地利用が異なっていたか、あるいは利用されていなかった土地に、植林や計画的な播種を通して森林を造成することである。新規植林とは、国連食糧農業機関(「FAO」)の新規植林⁴⁶の定義に従い、土地利用を非森林から森林へ転換することを意味する。ここで、森林とは、国内の温室効果ガスインベントリで使用されている森林の定義に合致する土地、または利用できない場合は、FAOの森林⁴⁷の定義に合致する土地を意味する。

活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードA2に分類される。活動は、NACE II 02.10、すなわち林業およびその他の森林活動に限定され、02.30、すなわち野生栽培非木材製品の収集に限定される。

技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

1. 植林計画

1.1. 活動が行われる地域は、活動開始前に策定された長期(10年以上)植林計画によってカバーされる。ただし、この地域が国の温室効果ガスインベントリで使用されている森林の定義と一致するか、利用できない場合は、森林のFAOの定義と一致すること。

植林計画は、植林の環境影響評価に関する国内法で要求されるすべての要素を含んでいるか、又は、そのような国内法が存在しない場合には、計画は、以下に関する詳細な情報を含んでいること。

- (a) 土地登記簿の官報による区域の表示
- (b) 炭素貯蔵の高い土地を保護するために、土壌や地上バイオマスを含む既存の炭素貯蔵量に対するサイトの準備とその影響;
- (c) 主要な制約を含む経営目標
- (d) 以下を含む、経営目標を達成するために計画された全般的な戦略と活動

⁴⁶ それまで異なる土地利用下にあった土地に植林または計画的な播種を通して森林を確立することは、非森林から森林への土地利用の転換を意味する(FAO Global Resources Assessment 2020)。用語および定義 <http://www.fao.org/3/I8661EN/i8661en.pdf>)。

⁴⁷ 5メートルを超える樹木がある0.5ヘクタールを超える土地、10%を超える樹冠被覆、または現場でこれらの閾値に達することができる樹木。主として下にある土地は含まない。農業または都市の土地利用、FAO Global Resources Assessment 2020 用語および定義 <http://www.fao.org/3/I8661EN/i8661en.pdf>

森林サイクル全体で予想される活動。

- (e) 主要な既存及び意図された森林樹種、並びにその範囲及び分布を含む森林生息地の状況の定義
- (f) 区画、道路、通路の権利及びその他の公衆のアクセス、水路を含む物理的特徴、法的及びその他の制限の下にある区域
- (g) 森林生態系の良好な状態を維持するために展開される措置
- (h) 社会問題への配慮(景観保全、利害関係者との協議)
- (i) 森林火災、並びに有害動植物及び疾病の発生を含む森林に関連するリスクの評価であって、残留リスクに対する防護を確実にするために展開されるリスク及び措置を予防し、削減し及び管理することを目的とするもの。

1.2. 活動は、国内法に定められた最良の植林慣行に従うか、又は国内法にそのような最良の植林慣行が定められていない場合には、以下の基準の1つに適合すること。

- (a) 当該活動が欧州委員会委任規則(EU)No 807/2014⁴⁸に準拠している。
- (b) この活動は、「植林・再植林に関する汎欧州ガイドライン」に従い、特にUNFCCCの「⁴⁹」の条項に焦点を当てている。
- (c) 実施されている活動に関連する管理システムが、欧州議会及び理事会⁵⁰の指令(EU)2018/2001の第29条(6)に規定されている森林持続可能性基準、及び同指令の第29条(8)に基づいて採択された森林バイオマスからのエネルギーの運用指針を制定する施行法の適用日現在に適合していること。

1.3. 実施されている活動に関連するマネジメントシステムは、欧州議会及び理事会⁵¹の規則(EU)No 995/2010に規定されているデュー・デリジェンス義務及び合法性要件を遵守していること。

⁴⁸ 欧州農業開発基金(EAFRD)による農村開発の支援に関する欧州議会および理事会規則(EU)No 1305/2013を補足し、経過規定(OJ L 227, 31.7.2014, p.)を導入する2014年3月11日の委員会委任規則(EU)No 807/2014。1)。

⁴⁹ 2008年11月12-13日にMCPFE専門家レベル会合で採択されたUNFCCCの条項、および2008年11月4日にPEBLDS理事会に代わってPEBLDS議長団によって採択されたUNFCCCの条項に特に焦点を当てた森林ヨーロッパ・汎ヨーロッパ森林再生ガイドライン(https://www.forestseurope.org/docs/other_meetings/2008/Geneva/Guidelines_Aff_Ref_ADOPTED.pdf)。

⁵⁰ 再生可能エネルギー源からのエネルギー利用の促進に関する2018年12月11日の欧州議会及び理事会指令(EU)2018/2001(OJ L 328, 21.12.2018, p) 82)。

⁵¹ 2010年10月20日の欧州議会および理事会規則(EU)No.995/2010 木材及び木材製品をEEA関連のあるテキスト(OJ L 295, 12.11.2010, p.)に上市する事業者の義務を規定する。23)。

1.4. 新規植林に関連するすべてのDNSH基準は、新規植林計画で扱われること。

1.5. 植林計画は、計画に含まれる情報、特に対象地域に関するデータの正確性を保証するモニタリングを提供すること。

1.6. 活動の開始時及びその後5年ごとに、国の当局又は活動の運営者の要請により、森林認証制度のような独立した第三者認証機関により、当該活動が植林計画に適合していることが確認されること。

独立した第三者認証機関は、所有者や資金提供者と直接結びついておらず、活動の開発や運営に関与してはいけない。

2. 気候便益分析

21. 気候便益分析では、新規植林活動がない場合に当該地域で起きたであろうビジネス・アズ・ユジュアルに関連した、活動開始時から20年間のGHG排出量と除去量のバランスに対応するベースラインを設定し、それらの通常業務の長期平均GHGバランスの推定値を提供すること。

ビジネス・アズ・ユジュアルに該当するものは、以下のいずれかである。

- (a) 活動開始前に、森林管理計画又はこれに相当する文書の最新版に文書化された管理慣行(もしあれば)
- (b) 活動開始前の直近の慣行
- (c) 指令(EU)2018/2001の第29条(7)(b)に規定されているように、森林地域における炭素貯蔵と吸収のレベルが長期的に維持または強化されることを保証する管理システムに対応する実務。

ベースラインに使用される排出量と除去量に関する情報は、透明性が高く、正確で、一貫性があり、完全で、比較可能であること。

22. 気候便益分析は、次の両方を実証していること。

- (a) 活動開始後20年間の活動によって生み出されたGHG排出量と除去量の正味のバランスは、2.1で言及したベースラインよりも高い。
- (b) 活動の予測される長期的な平均GHGバランスは、2.1で言及したベースラインで予測される長期的な平均GHGバランスよりも高い。

気候便益分析は、次のものとの整合性に関する、2006年IPCC国別温室効果ガスインベントリガイドライン2019改訂版と整合的であること。

AFOLUのプロジェクトと活動、IPCCインベントリガイドライン⁵²。

気候便益分析は、計算のための最も保守的な仮定に基づいており、炭素固定の非永続性と逆転のリスク、飽和のリスク、漏洩のリスクについての適切な考察を含んでいること。

ポイント1で言及されている計画が木材製品の伐採と除去を含んでいる場合、分析の範囲には、木材製品のための計画された伐採と除去から生じる生産によって誘発されるGHG排出と除去についての考察が含まれること。ただし、この考察を排除するために気候便益の計算上最小限にとどめる場合はこの限りではない。

23. 有害動植物や病気の寄生、森林火災、風、暴風雨による被害などの自然の攪乱によって生じる排出や除去で、地域に影響を与え、パフォーマンスを低下させるものは、規則(EU)2020/852の基準に適合しない結果となる。ただし、気候便益分析が、自然の攪乱による排出や除去に関する2006年IPCC国別温室効果ガスガイドラインの2019年改訂版と整合的であることを条件とする。

24. 期間の開始時およびその後5年ごとに、地域でモニタリングされる排出量および除去量に関する気候便益分析の正確性は、以下のいずれかによって管理されること。

- (a) 当該国の権限のある当局
- (b) 国内当局または活動の運営者の要請に応じて、独立した第三者認証機関。

3. 追加性

3.1. 活動の追加性を実証すること。この実証は、活動が強制的又は慣習的ではなく、活動が持続可能な投資として資金調達のために受け入れられることなく、活動が規則2020/853に適合しているとの認識に基づき、以下の条件の1つが満たされていたであろうことを保証する証拠を提供すること。

- (a) その活動が実施されなかったであろうし、その経済的、環境的又は社会的側面が著しく変更されたであろうこと。
- (b) 知識や行動上の障壁のために、活動が不可能であったであろうこと。

⁵² Box 2.0a「AFOLUのプロジェクトまたは活動とIPCCインベントリガイドラインとの整合性」第2章:複数の土地利用カテゴリーに適用される一般的方法論 第4巻:農林業その他の土地利用。2019年、2006年IPCC国別ガイドラインに改訂 温室 ガス たな卸資産、
https://www.ipccnggip.iges.or.jp/public/2019rf/pdf/4_Volume4/19R_V4_Ch02_Generic%20Methods.pdf.

- (c) この地域は他の活動に転換され、利用され、気候緩和に悪影響を与えてしまっていたこと。

32. 活性の追加性は、次のいずれかによって示される。

- (a) 該当する国内の管轄当局がある場合には、その当局により示される。
- (b) 独立した第三者認証機関。国の当局又は活動の運営者の要請に基づく。

4. 持続性の保証

活動が行われる地域は、国内法によって定義される法的保護の対象であり、他の土地利用への転換が行われないことを確保する。活動の事業者は、2.で決定されたように、新規植林計画及びその後の森林管理計画又は同等の手段への将来の更新が気候便益をもたらすことを約束する。

重大な危害を及ぼさない(「DNSH」)

(2) 気候変動への適応	活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、本章の第1節に記すプランで特定され、対処されており、関連する利害関係者 ⁵³ と協議して策定された水利用と防護管理計画に従って、関連する独立した第三者認証機関によって管理されていること。
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	該当なし
(5) 公害防止として	農薬の使用が減少し、代替的なアプローチまたは技術(農薬に代わる非化学的代替物を含む場合もある)が、(続く)

⁵³ 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質保全および水ストレス回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。
指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

<p>コントロール</p>	<p>有害動植物や疾病の発生を制御するために農薬の使用が必要な場合を除き、欧州議会及び理事会⁵⁴の指令2009/128/ECに従っていること。この活動では肥料を使用しないこと。</p> <p>残留性有機汚染物質に関するPOPs条約、国際貿易⁵⁶における特定の有害な化学物質および農薬に関する事前のインフォームド・コンセント手続きに関するロッテルダム条約、水銀⁵⁷に関する水俣条約、オゾン層⁵⁸を破壊する物質に関するモントリオール議定書、WHOの危険有害性による農薬の勧告分類で分類Ia(「極めて危険」)またはIb(「極めて危険」)として列挙されている有効成分の使用を回避するために、十分に文書化され、検証可能な措置が講じられていること。その活動は、有効成分に関する国内実施法に準拠していること。</p> <p>水質汚濁、土壌汚染を防止し、汚染が発生した場合の浄化対策を実施していること。</p>
<p>(6) 生物多様性・生態系の保護及び回復</p>	<p>国の権限のある当局によって保全のために指定された地域、または保護されている生息地では、活動は、それらの地域の保全目標に合致していること。</p> <p>生物多様性の損失や高い保全価値に特に敏感な生息地、あるいは国内法に従ってそのような生息地の回復のために用意されている地域の転換はないこと。</p> <p>本節の第1節で言及した計画には、国および地方の規定に従い、生物多様性を維持し、可能な限り向上させるための規定が含まれていること。その中には以下のものが含まれる。</p> <p>(a) 生息地及び種の良い保全状態を確保し、典型的な生息地種を維持すること。</p> <p>(b) 侵略的外来種の使用又は放出を除く。</p>

⁵⁴ 農薬の持続可能な使用を達成するための共同体行動の枠組みを確立した2009年10月21日の欧州議会および理事会指令2009/128/EC(OJ L 309, 24.11.2009, p.)。71).

⁵⁵ 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(OJ L 209, 31.7.2006, p.) 3).

⁵⁶ 国際貿易における特定の有害化学物質及び農薬に関する事前のインフォームド・コンセント手続きに関するロッテルダム条約(OJ L 63, 6.3.2003, p.) 29)..

⁵⁷ 水銀に関する水俣条約(OJ L 142, 2.6.2017, p.) 6)..

⁵⁸ オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書(OJ L 297, 31.10.1988, p) 21).

⁵⁹ ザ WHO 推奨 分類 の 農薬 で ハザード (バージョン 2019年、<https://apps.who.int/iris/bitstream/handle/10665/332193/9789240005662-eng.pdf?ua=1>).

-
- (c) 次のことが証明されない限り、非在来種の使用を除く。
- (i) 森林生殖材料の使用は、好ましく適切な生態系条件(気候、土壌基準、植生地帯、森林火災の回復力など)につながることを要すること。
 - (ii) 現存する在来種は、予測される気候的・水文学的条件にもはや適応していないこと。
- (d) 土壌の構造及び肥沃度並びに土壌の生物多様性の維持を確保すること。
- (e) 自然に近い森林又は地域の状況に適合した類似の概念を促進すること。
- (f) 生物多様性の高い生態系を生物多様性の低い生態系に転換することを除く。
- (g) 森林に関連する生息地及び種の多様性を確保すること。
- (h) 樹木構造の多様性を確保し、成熟期の樹木及び枯死木の維持又は増進を図ること。
-

1.5. 森林の再生・再生

活動内容

この活動は、国内法で定められた森林の再生と回復の定義を満たしている。国内法にそのような定義が含まれていない場合、活動は特定の国についてピアレビューを受けた科学文献において広範な合意を得た定義に合致する。

この活動は、土地利用に変化がないことを意味し、国内の温室効果ガスインベントリで使用されている森林の定義と一致する劣化した土地で、または利用できない場合には、FAOの森林⁶⁰の定義に従う。

活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACE EコードA2に分類される。活動は、NACE II 02.10、すなわち林業およびその他の森林活動に限定され、02.30、すなわち野生栽培非木材製品の収集に限定される。

技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

1. 森林管理計画又はこれに準ずるもの

1.1. 活動は、国内法に規定されている森林管理計画または同等の文書の対象となる地域、または国内法で森林管理計画または同等の文書が定義されていない地域(FAOの「長期森林管理計画を伴う森林地域」⁶¹の定義で言及されている)で行われること。

森林管理計画又はこれに準ずるものは、十年以上の期間を対象とし、継続的に更新され、かつ、次の事項に関する詳細な情報を提供することにより森林管理システムを記述すること。

(a) 主要な制約⁶²を含む経営目標

(b) 森林サイクル全体で予想されるものを含む、経営目標を達成するために計画された全般的な戦略と活動

⁶⁰ 0.5ヘクタールを超える土地で、5mを超える樹木があり、10%を超える樹冠被覆を有するか、または現場でこれらの閾値に達することができる樹木。FAO Global Resources Assessment 2020では、農地や都市部の土地利用が圧倒的に多い土地は含まれていない。用語および定義 <http://www.fao.org/3/I8661EN/i8661en.pdf>.

⁶¹ 長期(10年以上)の管理計画を文書化し、定められた管理目標を目指す森林地域で、定期的に改訂されている。FAO グローバル 資源 評価 2020. 用語 そして 定義 <http://www.fao.org/3/I8661EN/i8661en.pdf>.

⁶² (i)木材資源の長期的な持続可能性(ii)生息地の保全、関連する生息地の多様性、土壌影響を最小限に抑える収穫条件に対する影響/圧力の分析を含む。

活動。

- (c) 主要な既存及び意図された森林樹種、並びにその範囲及び分布を含む森林生息地の状況の定義
- (d) 土地登記所における官報による区域の定義
- (e) 区画、道路、通路の権利及びその他の公衆のアクセス、水路を含む物理的特徴、法的及びその他の制限の下にある区域
- (f) 森林生態系の良い状態を維持するために展開される措置
- (g) 社会問題への配慮(景観保全、ステークホルダーとの協議)
- (h) 森林火災、並びに有害動植物及び疾病の発生を含む森林に関連するリスクの評価であって、残留リスクに対する防護を確実にするために展開されるリスク及び措置を予防し、削減し及び管理することを目的とするもの。

1.2 ポイント1.1で述べた計画に記載されているように、森林管理システムの持続可能性は、以下のいずれかのアプローチによって確保されること。

- (a) 森林管理は、適用される持続可能な森林管理の国家定義に合致するものであり、
- (b) 実施されている管理システムが指令(EU)2018/2001の第29条(6)に定められた森林持続可能性基準に適合しており、その適用日現在、同指令の第29条(8)に基づいて採択された森林バイオマスからのエネルギーの運用指針に関する施行法に準拠しており、

1.3. 実施されている活動に関連する管理システムは、規則(EU)No.995/2010.1.4に規定されているデュー・デリジェンス義務および合法性要件に準拠していること。森林管理に関連するすべてのDNSH基準は、森林管理計画または同等の文書で扱われていること。

1.5. 森林管理計画又はこれに相当する文書は、計画に含まれる情報、特に関係する地域に関するデータの正確性を保証するモニタリングを提供すること。

1.6. 当該期間の開始時及びその後5年ごとに、森林管理が森林管理計画又はこれに相当する文書に適合しているかどうかは、国の当局又は当該活動の運営者の要請に応じて、関連する国の権限のある当局又は森林認証制度のような独立した第三者認証機関によって管理されること。

独立した第三者認証機関は、所有者や資金提供者と直接結びついておらず、活動の開発や運営に関与してはならない。

2. 気候便益分析

2.1. 気候便益分析では、新規植林活動がない場合に当該地域で起きたであろうビジネス・アズ・ユジュアルに関連した、活動開始時から20年間のGHG排出量と除去量のバランスに対応するベースラインを設定し、それらの通常業務の長期平均GHGバランスの推定値を提供する。

ビジネス・アズ・ユジュアルとは、以下のいずれかである。

- (a) 活動開始前に、森林管理計画又はこれに相当する文書の最新版に文書化された管理慣行(もしあれば)
- (b) 活動開始前の直近の慣行
- (c) 指令(EU)2018/2001の第29条(7)(b)に規定されているように、森林地域における炭素貯蔵と吸収のレベルが長期的に維持または強化されることを保証する管理システムに対応する実務。

ベースラインに使用される排出量と除去量に関する情報は、透明性が高く、正確で、一貫性があり、完全で、比較可能であること。

2.2. 気候便益分析は、次の両方を実証していること。

- (a) 活動開始後20年間の活動によって生み出されたGHG排出量と除去量の正味のバランスは、2.1で言及したベースラインよりも高い。
- (b) 活動の予測される長期的な平均GHGバランスは、2.1で言及したベースラインで予測される長期的な平均GHGバランスよりも高い。

気候便益分析は、AFOLUプロジェクトと活動とIPCCインベントリガイドライン⁶³との整合性に関する2006年IPCC国別温室効果ガスインベントリガイドライン2019改訂版と整合的であること。

気候便益分析は、計算のための最も保守的な仮定に基づいており、炭素固定の非永続性と逆転のリスク、リスク飽和、漏洩のリスクについての適切な考察を含んでいること。

ポイント1で言及された計画が木材製品の伐採と除去を含んでいる場合、分析の範囲には、木材製品のための計画された伐採と除去から生じる生産によって誘発されるGHG排出と除去についての考察が含まれること。ただし、気候便益の計算上当該評価を除外して最小限にとどめる場合はこの限りではない。

⁶³ Box 2.0a「AFOLUのプロジェクトまたは活動とIPCCインベントリガイドラインとの整合性」第2章:複数の土地利用カテゴリーに適用される一般的方法論 第4巻:農林業その他の土地利用。2019年、2006年IPCC国別ガイドラインに改訂 温室 ガス たな卸資産、
https://www.ipccnggip.iges.or.jp/public/2019rf/pdf/4_Volume4/19R_V4_Ch02_Generic%20Methods.pdf.

23. 有害動植物や病気の寄生、森林火災、風、暴風雨による被害などの自然の攪乱によって生じる排出や除去で、地域に影響を与え、パフォーマンスを低下させるものは、規則(EU)2020/852の基準に適合しない結果となる。ただし、気候便益分析が、自然の攪乱による排出や除去に関する2006年IPCC国別温室効果ガスガイドラインの2019年改訂版と整合的であることを条件とする。

24. 期間の開始時およびその後5年ごとに、地域でモニタリングされる排出量および除去量に関する気候便益分析の正確性は、以下のいずれかによって管理されること。

(a) 当該国の権限のある当局

(b) 国内当局または活動の運営者の要請に応じて、独立した第三者認証機関。

3. 追加性

3.1. 活性の追加性を実証する。この実証は、活動が強制的ではなく、慣習的ではなく、活動が持続可能な投資として資金調達のために受け入れられることなく、活動が規則2020/853に適合しているとの認識に基づき、以下の条件の1つが満たされていたことを保証する証拠を提供すること。

(a) その活動が実施されなかったであろうし、その経済的、環境的又は社会的側面が著しく変更されたであろうこと。

(b) 知識や行動上の障壁のために、活動が不可能であったであろうこと。

(c) この地域は他の活動に転換され、利用され、気候緩和に悪影響を与えること。

3.2. 活性の追加性は、次のいずれかによって示される。

(a) 該当する国内の管轄当局がある場合には、当局により示される。

(b) 独立した第三者認証機関。国の当局又は活動の運営者の要請に基づく。

4. 持続性の保証

活動が行われる地域は、国内法によって定義される法的保護の対象であり、他の土地利用への転換が行われないことを確保すること。活動の事業者は、以下に定めるように、新規植林計画及びその後の森林管理計画又は同等の手段の将来の更新が、2. で示したように気候便益を提供し続けることを約束すること。

重大な危害を及ぼさない(「DNSH」)

(2) 気候変動への 適応	活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海 洋資源の持続可能 な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、本節の第1節に記すプランで特定され、対処されており、関連する利害関係者 ⁶⁴ と協議して策定された水利用と防護管理計画に従って、関連する独立した第三者認証機関によって管理されていること。
(4) サーキュラー・ エコノミーへの移行	この活動によって引き起こされる林業文化の変化は、森林からの木材製品の長期的な循環性を著しく低下させることにはならないと思われる。
(5) 公害防 止・管理	<p>農薬の使用は削減され、また、有害動植物や疾病の発生を制御するために農薬の使用が必要な場合を除き、指令2009/128/ECに従って、農薬に代わる非化学的代替物を含む代替的なアプローチや技術が望ましい。この活動は肥料を使用しないこと。</p> <p>残留性有機汚染物質に関するPOPs条約、国際貿易における特定の有害な化学物質及び農薬に関する事前のインフォームド・コンセント手続に関するロッテルダム条約、水銀に関する水俣条約、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書、及び分類Ia(「極端に」)として列挙された活性成分の使用を回避するため、十分に文書化され、検証可能な措置がとられていること。</p>

⁶⁴ 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質保全および水ストレス回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

	<p>WHOの有害性による農薬の推奨分類では、「有害性が高い」または「有害性が高い」とされている。その活動は、有効成分に関する国内実施法に準拠していること。</p> <p>水質汚濁、土壌汚染を防止し、汚染が発生した場合の浄化対策を実施していること。</p>
<p>(6) 生物多様性・生態系の保護及び回復</p>	<p>国の権限のある当局によって保全のために指定された地域、または保護されている生息地では、活動は、それらの地域の保全目標に合致していること。</p> <p>生物多様性の損失や高い保全価値に特に敏感な生息地、あるいは国内法に従ってそのような生息地の回復のために用意されている地域の転換はないこと。</p> <p>本節の第1節で言及した計画には、国および地方の規定に従い、生物多様性を維持し、可能な限り向上させるための規定が含まれており、その中には以下のものが含まれること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 生息地及び種の良い保全状態を確保し、典型的な生息地種を維持すること。 (b) 侵略的外来種の使用又は放出を除くこと。 (c) 次のことが証明されない限り、非在来種の使用を除くこと。 <ul style="list-style-type: none"> (i) 森林生殖材料の使用は、好ましく適切な生態系条件(気候、土壌基準、植生地帯、森林火災の回復力など)につながる。 (ii) 現存する在来種は、予測される気候的・水文学的条件にもはや適応していない。 (d) 土壌の構造及び肥沃度並びに土壌の生物多様性の維持を確保すること。 (e) 自然に近い森林又は地域の状況に適合した類似の概念を促進すること。 (f) 生物多様性の高い生態系を生物多様性の低い生態系に転換することを除く。 (g) 森林に関連する生息地及び種の多様性を確保すること。 (h) 森林の立体構造維持、及び多様性の確保と(続く)

1.6. 植林

活動内容

この活動は、国内法によって確立された再植林の定義を満たしている。国内法にそのような定義が含まれていない場合、その活動はFAOによる森林再生⁶⁵の定義またはFAOによる自然再生林⁶⁶の定義に合致する。この活動は、土地利用に変化がないことを意味し、国内の温室効果ガスインベントリで使用されている森林の定義と一致する劣化した土地で、または利用できない場合には、森林⁶⁷のFAOの定義に従う。規則2020/853の適用上、「再植林」というカテゴリーは、極端な現象(風、火災など)に続く場合に適用され、収穫後の再植林に対する通常の法的拘束力のある義務の一部としてではない。

活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードA2に分類される。活動は、NACE II 02.10、すなわち林業およびその他の森林活動に限定され、02.30、すなわち野生栽培非木材製品の収集に限定される。

技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

1. 森林管理計画又はこれに準ずるもの

1.1. 活動は、国内法に規定されている森林管理計画または同等の文書の対象となる地域、または国内法で森林管理計画または同等の文書が定義されていない地域(FAOの「長期森林管理計画を伴う森林地域」⁶⁸の定義で言及されている)で行われること。

森林管理計画又はこれに準ずるものは、十年間とする。

⁶⁵ 森林に分類される土地への植林及び/又は意図的播種による森林の再定着。
FAO グローバル 資源 評価 2020. 用語 そして 定義 <http://www.fao.org/3/I8661EN/i8661en.pdf>

⁶⁶ FAOによる「自然再生林」の定義 自然再生により樹木を主体とした森林。
⁶⁷ 5メートルを超える樹木があり、かつ、樹冠の被覆面積がそれを超える0,5ヘクタールを超える土地
10%を超える樹木、すなわちその場でこれらの閾値に達することができる樹木。これには、主として農地または都市の土地利用下にある土地は含まれない。

FAO グローバル 資源 評価 2020. 用語 そして 定義 <http://www.fao.org/3/I8661EN/i8661en.pdf>

⁶⁸ 長期(10年以上)の管理計画を文書化し、定められた管理目標を目指す森林地域で、定期的に改訂されている。

FAO グローバル 資源 評価 2020. 用語 そして 定義 <http://www.fao.org/3/I8661EN/i8661en.pdf>

さらに、以下の詳細な情報を提供することにより、森林管理システムを継続的に更新し、記述していること。

- (a) 主要な制約⁶⁹を含む経営目標
- (b) 管理目標を達成するために計画された全般的な戦略と活動(森林サイクル全体にわたる期待される活動を含む)。
- (c) 主要な既存及び意図された森林樹種、並びにその範囲及び分布を含む森林生息地の状況の定義
- (d) 土地登記所における官報による区域の定義
- (e) 区画、道路、通路の権利及びその他の公衆のアクセス、水路を含む物理的特徴、法的及びその他の制限の下にある区域
- (f) 森林生態系の良好な状態を維持するために展開される措置
- (g) 社会問題への配慮(景観保全、ステークホルダーとの協議)
- (h) 森林火災、並びに有害動植物及び疾病の発生を含む森林に関連するリスクの評価であって、残留リスクに対する防護を確実にするために展開されるリスク及び措置を予防し、削減し及び管理することを目的とするもの。

1.2 ポイント1.1で述べた計画に記載されているように、森林管理システムの持続可能性は、以下のいずれかのアプローチによって確保されること。

- (a) 森林管理は、適用される持続可能な森林管理の国家定義に合致するものであること。
- (b) 実施中の管理システムが、指令(EU)2018/2001の第29条(6)に規定された森林の持続可能性の基準に適合していることを示し、その適用日現在、同指令の第29条(8)に基づいて採択された森林バイオマスからのエネルギーの運用指針に関する施行法に準拠していることを示すこと。

13. 実施されている活動に関連する管理システムは、規則(EU)No 995/2010に規定されているデュール・デリジェンス義務および合法性要件に準拠していること。

14. 森林管理に関連するすべてのDNSH基準は、森林管理計画で扱われていること。

15. 森林管理計画又はこれに相当する文書は、計画に含まれる情報、特に関連する地域に関するデータの正確性を保証するモニタリングを提供すること。

⁶⁹ (i)木材資源の長期的な持続可能性(ii)生息地の保全、関連する生息地の多様性、土壌影響を最小限に抑える収穫条件に対する影響/圧力の分析を含む。

1.6. 当該期間の開始時及びその後5年ごとに、森林管理が森林管理計画又はこれに相当する文書に適合しているかどうかは、国の当局又は当該活動の運営者の要請に応じて、関連する国の権限のある当局又は森林認証制度のような独立した第三者認証機関によって管理されること。

独立した第三者認証機関は、所有者や資金提供者と直接結びついておらず、活動の開発や運営に関与してはいけない。

2. 気候便益分析

2.1. 気候便益分析では、新規植林活動がない場合に当該地域で起きたであろうビジネス・アズ・ユジュアルに関連した、活動開始時から20年間のGHG排出量と除去量のバランスに対応するベースラインを設定し、それらの通常業務の長期平均GHGバランスの推定値を提供する。

ビジネス・アズ・ユジュアルは、以下のいずれかである。

- (a) 活動開始前に、森林管理計画又はこれに相当する文書の最新版に文書化された管理慣行(もしあれば)
- (b) 活動開始前の直近の慣行
- (c) 指令(EU)2018/2001の第29条(7)(b)に規定されているように、森林地域における炭素貯蔵と吸収のレベルが長期的に維持または強化されることを保証する管理システムに対応する実務。

ベースラインに使用される排出量と除去量に関する情報は、透明性が高く、正確で、一貫性があり、完全で、比較可能である。

2.2. 気候便益分析は、次の両方を実証していること。

- (a) 活動開始後20年間の活動によって生み出されたGHG排出量と除去量の正味のバランスは、2.1で言及したベースラインよりも高い。
- (b) 活動の予測される長期的な平均GHGバランスは、2.1で言及したベースラインで予測される長期的な平均GHGバランスよりも高い。

気候便益分析は、AFOLUプロジェクトと活動とIPCCインベントリガイドライン⁷⁰との整合性に関する2006年IPCC国別温室効果ガスインベントリガイドライン2019改訂版と整合的であること。

⁷⁰ Box 2.0a「AFOLUのプロジェクトまたは活動とIPCCインベントリガイドラインとの整合性」第2章:複数の土地利用カテゴリーに適用される一般的方法論 第4巻:農林業その他の土地利用。2019年、2006年IPCCガイドラインの改訂版